

## 平成21年第3回竹原市議会臨時会会議録

平成21年5月28日開会

(平成21年5月28日)

議席順	氏名	出席
1	大川弘雄	出席
2	道法知江	出席
3	宮原忠行	出席
4	片山和昭	—
5	鴨宮弘宜	出席
6	北元豊	出席
7	宗政信之	出席
8	大森洋	出席
9	稲田雅士	出席
10	唐崎輝喜	出席
11	松本進	出席
12	吉田基	出席
13	脇本茂紀	出席
14	小坂智徳	出席
15	天内茂樹	出席
16	小坂明三	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮地憲二

議会事務局係長 笹原章弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	—
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 報告第1号 損害賠償額の決定について

日程第4 報告第2号 竹原市税条例等の一部改正について

日程第5 報告第3号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第1 議案第40号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第2 議案第41号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第3 議案第42号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 発議第21-6号 大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書(案)を緊急事件と認定する件

日程追加 発議第21-6号 大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書(案)

日程第5 発議第21-7号 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議(案)を緊急事件と認定する件

日程追加 発議第21-7号 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議(案)

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回竹原市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において小坂明三君、大森洋君を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

---

#### 日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告案件は1件であります。

報告第1号損害賠償額の決定について、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第1号損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

本件は、交通事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成21年2月13日午後4時20分ごろ、下野町において、移動図書館車両が対向車両と離合した際、民家に接触し、民家の一部に損傷を与え

たものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、民家の修理代5万5,650円を賠償することで示談が成立し、平成21年4月14日に専決処分いたしましたものであります。

平素から安全運転について注意を喚起しておりますが、なお一層の事故防止の強化に努めるよう注意したところであり、今後とも車両運転時の事故防止については、より一層の徹底を図ってまいります所存であります。

以上のとおり、損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、報告第2号竹原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第2号竹原市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、竹原市税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、第1に個人の市民税につきましては、寄附金控除の対象として市内に事業所または事業所を有する公益社団法人等に対する寄附金等を新たに定めるほか、特別徴収の対象となる年金所得者について、給与所得及び公的年金所得以外の所得に係る所得割額を加算して特別徴収の方法により徴収する措置を廃止するものであります。

第2に固定資産税につきましては、看護師等の養成所を設置する者に係る固定資産税の

非課税措置の対象が拡大されたことに伴い、当該措置の適用を受けるために提出する証明書類の添付義務の対象となる者を拡大するほか、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について当該措置を受けるために必要な手続を定めるものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

12番。

12番（吉田 基君） 税金のことは私は余り詳しくないんですが、きょうもいろいろな意味で税の公開について署名を求められたとこであります、議長に対して。

この第2番目の固定資産税の看護師等の養成所を設置する者に係る固定資産税の非課税措置の対象が拡大されたことに伴い、この云々について、これは先般の委員会にちょっと私は出ておりませんので、念のためにお伺いいたしたいと思います。

同時に、この固定資産税の差し押さえとかいろいろなことが今盛んに税務課でされておることは、積極的に取りっぱぐれがないように、公平な税の負担ということの中で秩序を持った徴税の行政事務が行われておることは私も一定の理解はするわけではありますが、その徴税の事務がいろいろな意味において、税を取る側のほうの心構えとしてどのような考え方がいいですか、これはさきに言った看護師等のという文言に対することはちょっとよくわからないんですが、推測すれば公共性の強いものとかそういうものに対してはやりやすくするというのか、減税の対象にしていこうということなのかなあと思うんですが、税というものの基本的な考えというのは、やはり公平であるということ言うまでもなく、本来所得税等は、日本の場合は源泉で取っていくわけなんですけど、本人の申告によって徴収していくという考え方が正しいとされておりますけど、それではやはり事務上大変な問題が出てくるということで、日本の税法は今のようない現行法になってることではないかなというふうに思っておりますけど、この3万何がしの市で、いわば徴税の事務というのは膨大であると言えれば膨大ではありますけど、きめの細かい税の徴収というのはあつてしかるべきだと私はこう思っております。

だから、もう一つは、これは幹部といいますか、一番いいのは市長に考えをお聞きしときたいと思うのですが、いろいろな意味で取り過ぎたものがたくさん私の知ったところでもあるわけです。ただ、決められた税額が来るわけで、それに対して私たち並びに一般市民というのは税に対する整理をされた考え方が、決められたものだから間違いはないだろうと、こういう前提の中で納税をしておるといふふうに私は思っております。

しかし、そこで問題は、どの自治体でもそういった問題で取り過ぎた分については返していくという原則を持っておる自治体もあれば、そうでない条例を定めてそういう場合の対処の仕方というのは1, 800の市の中でさまざまであろうと思うわけですが、ほとんど過半数以上の自治体はこの取り過ぎた税に対しては返していくという考え方に立っていると、このように私聞いております。だから、この点については、事務のミスというのは過去竹原市においても何度か私が議員になって以来もあったと思っておりますし、そのときの竹原市の対応というのは良識というかきちっとした対応がなされたように思っております。ただ、そういう見えない部分、今後見えない取り過ぎの分とか、例えば差し押さえについても事務上いろんなケースがあるわけです。

私の母親がちょっと病気でずっと入っておって、本人も80後半ですから、そういった場合、先般差し押さえが来たわけです。4年ほど滞納があったということで大変御迷惑をかけたんですが、しかるべく対応をさせていただこうということで担当課長とは話をさせていただいたところでありますが、これについても私は状況を把握されておったのかどうか、こういうところは年をとってずっと病院でこうやってると、そういったところが高齢者の場合、申告主義ということでしょうけど、落ち度というか、ミスというのか、私は別に竹原市が悪いとは言っていないですよ。ただ、そういうふうな状況の把握をどのようにしてるかということをお尋ねしたいわけで、私の場合はそういうことで対応していくわけですが、たまってきたらちょっと面倒くさいかなということも実際ある方もおられると思うんですよね。だから、そういうふうな固定資産税とかこういうふうなことの中で、税についてちょっと拡大的な質問になるかもわかりませんが、一般論として基本的なことを幹部の方にお答えいただけたらありがたいというふうに思います。

以上。

議長（小坂智徳君） 税務課長、答弁。

税務課長（久重雅昭君） 看護師等の養成所を設置する者に係る固定資産税の非課税措置でございますけども、この改正につきましては、看護師等の医療機関の総数確保ということを目的に、看護師、准看護師、歯科衛生士、助産師、理学療法士、作業療法士等の主に医療関係の養成所を設置した場合に、これまでは公的医療機関、特定医療法人、公益法人等が非課税対象としておりましたけども、それに加えて社会福祉法人、行政独立法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会などが設置する場合も非課税措置とするものであります。

差し押さえ等の滞納処分につきましては、税の公平性の観点から、どうしてもお支払いいただけない場合差し押さえ等をさせていただきますけども、納税意欲があるんですけどもなかなか支払いができないという方については、納税相談等に応じていただいて、分納誓約を結んでいただいて、毎月納めていただいたりとかというふうなこともしております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 12番さんが言われた3回の質問のもんで、ええですか。

12番。

12番（吉田 基君） お尋ねしてることは、1つは、いわゆる公共性が強い場合は拡大で非課税措置にしていきますよということはよくわかったんですが、この議案で差し押さえについてまで聞いていいのかわかりませんが、これちょっと私、関連的になるんですけど、そういうきめの細かい税の徴収という姿勢というものが、やはりミスとして起きた場合に把握しとったんかどうかという、細かく、何件か、いっぱいあるんかどうかよくわかりません、私は。だから、そこらあたりの考え方がどうなのかということ。

反対に極論を言えば、今度金利がつくんでしょ、滞納しとった場合は。そしたら、取り過ぎた事例は僕いっぱい知ってますよ。僕は農地か宅地かというんでもあったですよ。完全な農地であるのにもかかわらず宅地で課税した場合とか、それは当然起きることなんです、多くの事務に関して。そこらあたりはどうなんか。いや、これは基本的な考えだから、各自治体の考え方というものも、先ほど言ったように全額返してる場合もあるし、そういう自治体も多いわけですから、そこらあたりを今後出てきたもんについて、幹部として担当課長が今そこですぐ答えられるわけじゃないと思います。やはり整理された執行をせないかんで、それは理解するから、幹部として副市長か市長か総務部長か、おおむねどうあるべきかという、いやだめならだめでそれはいやあということなら、だめです、よう答えませんでもいいんです。でも、議会から条例を出されるよりはいいでしょと。やはり、そういうことはもう条例があったほうがいいのか悪いのかというのものもあるし、私はわかりません。もっと勉強しなければいけないとは思いますが、固定資産税ということがここで出てきてるから、そういう差し押さえ、いろんな問題点があるんですよということをお話をするので、自分の例で言うんですから、これぐらい人に対して失礼なことないし、お話をしてるわけですから、そこらあたりの基本的なことをお答えいただきたいと、この2点です。

だから、非課税するんです、公共性が、それはもうそんなもんだろうと思ってます。い



いついでだからお尋ねするんですが、議長、そういうことですから。

議長（小坂智徳君） 今のは理解されていらっしゃると思いますが、この報告案件につきまして基本的な税の徴収方法、それは竹原市としてどういった考えか、あるいは長期にわたってためないような方法とか、そういう基本的なことを12番さんが聞いていらっしゃるわけでございます。

順次答弁をお願いします。

総務部長、答弁。

総務部長（胡家亮一君） 税の負担につきましては、公平性ということの確保、これは基本的な原則であろうというふうに考えております。

それで、お尋ねがありましたまず滞納案件に対するその対応の考え方ということでございますけれども、滞納が発生した場合の手続といたしましては、まずは督促でありますとかあるいは催告でありますとかといったようなものを送付させていただきまして、またそれ以後納付がない場合には電話での催告等のお願いをいたしまして、その上でまた先ほど申し上げましたように、納付意欲はあるけど経済状況等によってその納付が難しいというような場合には、納税相談を受けた上で最終的には法的な手続というようなことに至る場合もでございます。ちょっと個別の事例につきましては、今の基本的な考え方で対応しておるとは思いますけれども、今後対応の仕方については適切に取り扱うように検討をしていきたいと思っております。

それから、あと課税に誤りがあった場合ということの取り扱いでございますけれども、課税に誤りがあった場合にはもともとの賦課というものを更正いたしまして、課税額を更正いたしまして、税法上の還付の時効が5年間ということでございますので、5年間にさかのぼって過徴収になってる部分を返還するという。それから、あとさらに手続等に瑕疵等があった場合については、さらに5年間返還するというような制度を設けておりますので、賦課誤謬があったという場合にはそういった制度を竹原市の場合は設けて対応をいたしております。

議長（小坂智徳君） 12番。

12番（吉田 基君） その制度というのは内規でしょう。多分内規だろうと思うんですよ。それは制度じゃないですよ。条例で定めんとだめですよ。

それで、私が聞きたいのは、差し押さえに対してはもっと状況を把握して差し押さえをしていくという姿勢が要るんじゃないかということ言ってるわけで、これは自分の例だ

から。いや、担当課長を責めてるんじゃないんですよ。そういうことが起きるといこともよくわかります。多くあるんだから、多分。でも、そういったことをどういうふうにとらえているかと、差し押さえに関して。内規で何ぼ言うても部長、だめなんよ、よく御存じだろうと思うんで。ほとんどの自治体は取り過ぎた分は還付しとるといことを知ってるでしょう。だけど、竹原市だって、返していくのは当たり前だといことを何遍も言うてきてますよ、今までの議会の中で。僕もそう思います。今後、そういうことを念頭に置いて、やはり我々も、と同時に市民が納得いくような税の徴収というあり方といものを考えていただきたいといことで、あえて私今回質疑に立ったわけなんです、だからそういうことで基本的な考えを幹部にやはり言うていただきたいと、このようにお願いしておるわけなんです。

以上です。

議長（小坂智徳君） 答弁いいですか。

（12番吉田 基君「もうえかろう」と呼ぶ）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第5

議長（小坂智徳君） 日程第5、報告第3号竹原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第3号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容といたしましては、納税者間の負担の均衡を考慮し、介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に引き上げるとともに、均等割額及び平等割額の軽減措置のうち2割の軽減措置について、納税義務者である世帯主等の前年からの所得の状況の著しい変化等がある場合に当該納税義務者を軽減措置の対象から除外する措置を廃止し、他の割合の軽減措置と同様に一律の軽減を行うこととするものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 今回の提案は、介護保険の限度額を9万円から10万円に引き上げることが主な内容だと私は思います。

それで、御存じのように昨今の景気といいますか、GDPの速報値ももう戦後最悪の落ち込みだということが改めて報道されましたし、政府も100年に一度の経済危機だという認識で、今どう立て直すかということが最重要課題だと私は思うわけです。いろんな経済の失政に対してはいろいろ批判があつて、私も申し上げましたし、それは改めるということも大切なんですが、言えることは、これまでの外需頼みから内需、家計をいかに温めていくかということが、私としても、党としてもそういう経済政策を今やるべきじゃないかということをいろんな機会に申し上げます。

その中で、内需、家計をどう温めるかという面では、一つはこういった雇用の悪化のあらしといいますか、吹き荒れておりますから、第1番目に雇用を守ると、安定した雇用で収入を確保するということが大前提だと。2つ目には、これまでの構造改革という名のもとで社会保障がもうずたずたにされてきたと。医療や年金や介護、いろんな面で生活が脅かされているという批判があります。ですから、私は雇用の面ともう一つには社会保障をしっかりとやるべきだということで、国の責任が大きいというのは御存じだと思います。

それと、地方自治体で一体何ができるかという面では、雇用の問題も私も質問してきました。そして、きょう提案されている社会保障にかかわる介護保険料の限度額の引き上げですよね。ですから、私もこういった政策が、国がそういう指導をしてるんですけども、果たして先ほど言ったような経済危機に対して有効な一つなんかなというのは甚だ疑問を持って、ますます悪化させるんじゃないかという指摘をせざるを得ないんです。

ですから、質問としては、この限度額の引き上げによって何世帯、どれだけの増税になるのか。市としては収入増になるわけですけども、納めるほうから見たら、限度額引き上げの影響額について何世帯、どれくらい増税になるのかというのをお聞きしたいというのが1つです。

それと、これまで私もいろいろこういう値上げのときに反対を繰り返しておりますけれども、例えばこういった据え置いた場合よく聞かれるのが、理事者のほうの説明がこれを据え置くと、これを値上げをしないと、交付税措置とかいろんな国からのペナルティーがあるよということを繰り返しいろいろ言われるわけですよ。ですから、今後のこともありますから、こういった値上げを私は据え置くべきだという意見なんです。据え置いた場合、その税収に影響するわけですから、それに対する理屈としては国からの交付税措置を減らすというペナルティーというのがいろいろ今まで言われてきたけれども、果たしてそういうのが本当にやってくるのかなと、ペナルティーかけてくるのかなということで、交付税、財政担当かもわかりませんが、そういった据え置いた場合、本当に国がペナルティーをかけてくるのかどうかということをもまず2つ目としてお聞きしたい。

それから、3点目としては、仮にそういうペナルティーなら、やってくること自体が私は問題だと思うんですけども、地方自治という今いろいろ分権、分権と言われる中で、国が言ってることとやってることと、現場でのこういうことをやることは矛盾してるわけですよ。だから、後で職員の賃金の問題も言いますけども、そういう国が確かに全体的な国民生活の場合は、市民生活も同じですけども、一番大変なときに今何を有効にやるかという中で、私はこの中の一つもこういう介護保険料の実質値上げにつながるようなことは本当に有効な施策かというのは大変疑問があるし、例えばこれを地方自治という観点から私は据え置くべきだというのが意見なんです。だから、これに対してさっきのペナルティーのかかわりがあるのかないのかというのを聞いているし、それとのかかわりもありますけれども、市独自で今の市民の生活を市としてどういうふう認識されているのかなと

ということが私はそもそも問題があるのかなと思うんです。ですから、市民の生活が困ってる、だから私は据え置くべきじゃないかという意見を言いたいんだけど、そういう場合に国からいろんな逆行するような指導が来たとしても、私は地方分権という立場からせめて据え置くぐらいの措置をとってもいいんじゃないかということに対して、大いにそういう地方分権、地方自治の判断をすべきじゃないか、据え置くべきじゃないかということについて、ぜひ市長の答弁をいただきたいと。

議長（小坂智徳君） 税務課長、答弁。

税務課長（久重雅昭君） まず、限度額を上げることによる影響はどのようなものかということでございますけども、限度額を引き上げることにより、介護納付金限度額の9万円を超える約150世帯の課税額に影響が出るものと試算をしております。影響金額につきましては、約132万円増額するというふうに試算をしております。

次に、限度額を据え置いた場合のペナルティーはあるかどうかということでございますけども、特別調整交付金の査定に影響が出る可能性があるというふうにちょっと聞いております。

据え置くべきではないかということでございますけども、御存じのように医療保険制度である国民健康保険に要する費用については、原則として保険料で賄うこととされております。先ほども申し上げましたけども、医療費等に係る費用が増加する中、限度額について毎年厚生労働省において試算し、見直しを検討しているところでありますけども、この限度額を抑えることは、低所得者層、中所得者層に負担を強いる結果となることから、納税者間の負担の均衡を図りながら応分の負担をお願いするものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 据え置いた場合とかの影響額は特別調整交付金の影響があるというふうに私はお聞きしたんですけど、今税収が実際に132万円影響額があって、特別調整交付金に影響があるとしてもわずかではないのかなと思うんですけども、そこですくぱっと幾らというのは難しいのかもわかりませんが、財政課のほうで、このくらいの130万円の分を据え置いた場合税収に対する影響があるわけで、それを据え置いた場合はこれくらいの特別調整交付金に影響があるというのは、ちょっと難しいとは思いますが、わかればお聞きしておきたいというのが1つ。

それから、もう一つはこれはどうしても政策的な判断が必要だと思うんです。ですから、私がお聞きしたかったんは、150世帯にしても、それだけ増税になるというのは間違いない。そういう面では、市民生活を考えた場合は、私は例えば一般財源をつぎ込んででも、そういった据え置きしてでも、市民の社会保障に対する安心感とといいますか、というのはやっぱり判断すべきじゃないのかなと。だから、国が確かにこういった税条例の改定で実際市民生活が困るということに対して、地方分権という立場から私は独自の判断があつてしかるべきじゃないのかなと。だから、それは130万円全部いろんな分の手当てができるかどうか、個別の検討は確かにやるとしたら据え置く場合は要るんですけども、考え方としては、国が言うてくる、そいじゃ値上げすればいいというだけでは、私は今のこういう100年に一度の経済危機を地方としては乗り切れないんじゃないかという思いから、心配して据え置くべきだということをあえて申し上げてるわけです。

ですから、最後に2点目として聞きたいのは、私は俗っぽく聞きますけども、これぐらいの値上げは大した影響ないということなんかね、結果として。そういう提案者、市長としての考えなんかを、ちょっと荒っぽい聞き方ですけども。私は150世帯なり、そういった影響の分は据え置いてもしかるべきじゃないかという思いで言ってるんですけども、そこは市長はそのぐらいは150世帯ぐらいは辛抱してもらっても大したことないというお考えなのかどうか、その上で提案されているのかどうかを確認を含めてお聞きしたいなというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 約150世帯、130万円、大したことはないというふうな認識はいたしておりません。

それから、考え方といたしましては、今回、先ほども答弁申し上げましたが、法律の一部改正の中身につきましては、低所得者の負担の軽減という観点でありますので、その点はぜひとも御理解いただきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 理屈としてはそういう言い方もするんでしょうけれども、それだけこの保険料上げるかということ言えば、ここを上げんかったら別のところを上げるという理屈でしょうけど。私が言いたいのはそういうことじゃなくて、これは確かに国がそういうことを言うてきている、しかし今の市民生活から見たら、今副市長が言われるようにいいとは思わないようなと言われるんで、そこは一致するわけですね。ですから、ここ

を上限を上げんこって別のところを上げるという内輪でのけんかというんじゃないで、私は据え置くとしたら一般財源しかないじゃないですか、それは当たり前のことなんですよ。一般財源しか、持ち込んでやるしかないというのは当たり前なんですけども、だから具体的に130万円を入れるか、財政が厳しいから60万円、半分にするかとか、それは個別の分はあるんですけど、一つの考え方として、私は今大変な時期というのは全体が共通した認識でどう立て直していくかという面では、それは市長が考えが違ふんならしょうがないんだけど、私はやっぱり家計とか、そこをまず温めていかなくてはいけない、その中の分が後出てくる賃金の問題とか、今度は一つは社会保障の問題とか、この間もう大変な事態で社会保障の負担が重くなってる、いろんな面で厳しさが出てきてる、だからこれじゃったら一向に安心感が持てないわけですね。

だから、私はそういう面から、例えば今回の提案は一つは150世帯、132万円という影響だけども、だからそこは逆に言うたらその小さい金額じゃったら思い切って地方自治の考え方を発揮して独自で、国がこう言うてくれるけれども私のところは上げるんじゃないしに対応していこう、据え置いていこうというぐらいのはできるんじゃないのかなという思いが私は強いわけですね。ですから、さっきの副市長の分は、ここを上げんかったらほかのところを上げる、バランスがとれんという言い方でしょうけど、だから私が言ってる分は内輪の中でけんかしてもしょうがないということで、市長が今の市民生活をどう認識しとるかということ私は聞いたかったんです。ですから、その点で私は市長の認識はちょっとおかしいんじゃないかと。厳しさは150人だろうと150世帯であろうと大変だから、極端に言ったら一般財源をつぎ込んででも負担は上げるようなことは今はやるべきじゃないんじゃないかという思いです。市長が何かあれば、もう一回聞いておきたい。

議長（小坂智徳君） 順次答弁を願います。

副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 今回の国民健康保険の限度額の改正につきましては、先ほどから申し上げておりますように、低所得者の負担の軽減ということでもありますし、同時に議員おっしゃるように、そういった百数十万円相当であれば一般財源からごり出しで云々という御意見でございますが、これらにつきましても、竹原市民は約3万でございますが、国民健康保険の被保険者ばかりでなくて、我々もおりますし、政府管掌保険に入っている方もおられますし、国民健康保険の被保険者についてのみ云々という考え方もあろうかと思っておりますので、その点はぜひとも御理解いただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この報告に対して反対をいたします。

先ほど来、理由は申し上げてきましたけれども、社会保障の分野でもいろいろな市民生活が大変な事態になってるということで、国がそういうやり方をしてくるのは事実なんですけれども、国が負担を上げなさいと言ってくるのは事実なんですけれども、そういう中でも、私は130万円ぐらいの財源が要るんだろうけども、据え置くぐらいのことはして、安心感とといいますか、少しでも暮らしを守っていくことが今緊急課題だというふうに私は意見を申し上げて、この議案に反対しておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

議事の都合により暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時35分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

お手元に日程表その2を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、議案第40号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第40号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



案について提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成21年6月に支給する本市職員の期末手当及び勤勉手当について特例措置を実施するため、所要の改正をいたすものであります。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間企業における夏季一時金の決定状況は急速かつ大幅な減少が見られ、このような一時金の減少は極めて異例の事態であることから、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を6月期の特別給支給の基準日である6月1日前に把握する必要があるとして、人事院において例年行っている職種別民間給与実態調査とは別に緊急の特別調査が実施されました。その結果をもとに、6月に支給する一般職員に係る期末手当及び勤勉手当について0.2月分を凍結するなどの特例措置を実施することが適当であるとする人事院勧告が平成21年5月1日に出されたものであります。

本市におきましても、このたびの人事院勧告の内容及び社会経済情勢などを考慮した結果、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に準じて、6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、一般職の職員の支給割合を0.2月分減額するなどの特例措置を実施することとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 幾つか質問してみたいと思うんですが。

今回の夏季の0.2月分カットということは、これまで異例な措置といたしますか、通常は8月に人勧を出して12月等で調整するということが今までやられておりました。それを無視してといたしますか、通例を超えて異例な形でこういった措置がとられるということでもあります。

それで1つは、質問は、竹原市の場合の影響額は、0.2カ月のカットは平均で何万円になるのか、それと総額でどれくらいになるのかなというのを、影響額についてまず1点お聞きしておきたいと。

それから、2つ目の質問ですけれども、これは先ほど来も介護保険等で言いました。今の景気対策から見て、これまでの失政で大きな深刻な事態、景気の悪化が今進んでおりますけれども、これをどう食いとめるかという面では、先ほど私は申し上げたように、雇用の安定や社会保障の充実ということが大きな柱になって、ここでやっぱり消費を拡大す

る、景気の拡大につながっていくというようなことが、これは通常皆さんが一致できるような政策ではないかというふうに思うんです。それから見て大変残念なんだけれども、こういった公務員の今一時金のカットということは、春闘真っ最中の民間の中小企業、ここに与える影響が相当大きなもんが私は出てくる、賃金の低下という面での影響が出てくることは明らかだと思うんです。それから、地域別の最低賃金の改定にも、逆の低下させるという面では、大きな公務員の賃金の影響があると。

言いたいのは、景気、暮らしが第一なんですけれども、経済政策という観点から見て、必要な景気対策から見て、矛盾してるばらばらなことをやってるなというんが率直にあるんです。ですから、御存じのように定額給付金がありました。これに対するいろいろ批判があるにしても、一方ではこれだけ定額給付金で生活支援というような施策としてやられてるということも言われましたよね。だから、そういったことを一方でやりながら、一方でこういった相当影響、後でお聞きしたいんですけど、マスコミでも平均では7万円ぐらいのボーナスカットになりますよね。

ですから、こういった影響が竹原市で考えた場合でも、私はそういったところの影響がどう認識されているのかなど。ただ人勧があって、そのとおりにやっつけばいいということで賃金カットだけやって、時短の短縮は全然提案もないんですけど、そういう大きな景気対策という対策から見て、私はぜひ2つ目の問題で聞きたいのは、一方では定額給付金やってくる、定額給付金で支給する、一方ではこちらをカットしてくるという面では、ばらばらな政策で、果たして竹原市独自の経済の活性化につながるのかなど。私はそうではないと思うんだけど、そこは率直に市長はどう考えておられるのかということをお2点目として聞いておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 1点目の御質問の影響額の件でございますが、平均でいきますと1人当たり7万2,000円弱というところでございます。それから、影響の総額でございますが、竹原市の職員分でいきますと1,900万円程度ということでございます。

それから、経済対策との矛盾、影響への認識に関する御質問でございますが、市長が冒頭説明申し上げましたとおり、この勧告に至った経緯と申しますのが、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化、それから民間企業における夏季一時金の決定状況などから総合的に勘案する中で、このたびのいわゆる凍結率が決定されたところでございます。

本市におきましても、昨年来から実施をしております緊急経済対策にかかわりまして民間企業などの状況等を見ますときに、やはり準じた取り扱いが必要ということから、このたび人勸の勧告に準じた取り扱いの決定に至ったわけでございます。

民間の給与を先天とする人事院勧告というものが、本市職員の給与決定のよりどころとしてあるわけでございますが、その辺のところは十分状況を見きわめまして、今後も判断をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私、2つ目の景気対策等にかかわっての影響をどうかということ、提案の中にも人事院勧告の内容及び社会経済情勢の考慮というんが、本市における社会経済情勢の考慮ということもあるわけですよ。

ですから、例えば竹原市内の民間の調査をして、竹原市の場合はどうだということが、私はやってないと思うんですけどもやっと思ったら聞きたいのと、竹原市の民間の調査、それがあればちょっと聞きたいのと、それから私の質問に答えていただいてないのは、こういった公務員の賃金カットが異例な形でやられているというのは事実だし、通常12月で調整してるんが今回異例な形でやられてるということで、相当政治的な意図的なものがあるのかなとやっぱり考えざるを得ない、そういった批判もしたいんですけども、私が聞いたのは、例えば定額給付金でこれだけ支給する、一方ではこれだけ今度はそれと同じような、家族で見たら今7万2,000円と言われたけども、そういった出した分を今度はそれだけ引き上げるというんか、カットするということですから、こういった施策が本当に今の景気対策に私はならないんじゃないか、消費拡大には絶対にならんというのがだれが考えてもそう思いますよね。

だから、そこを私は市長が提案された中では、本市の社会経済情勢を考慮するというところもあるわけですから、私はそういった意見を持つてる。給付金を家族、そういった6万円、7万円出す。しかし、一方ではカットする。プラス・マイナス・ゼロで消費の拡大も何もあったもんじゃないと、景気対策に逆行してることを平気でやってる、それでいいのかということなんです。ですから、市長として、提案者として、私は景気対策につながる、こんなことをやってはいけないということをお願いしたいんですけども、本市の経済情勢を考慮したという内容がそのことも考慮されているのかどうか、給付金とカットの関係はどうなんかということをお聞きしたい。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 市内の状況を独自に市として調査をしているかという1点目の質問につきましては、本市においては広島県及び広島市のように人事委員会という組織もございませんので、基本的には人事院勧告による全国的な調査のデータというものが結果というものを基本的に考え方として、我々の判断基準のもとに整理をさせていただいているところでございます。

それから、確かに異例の調査ということでございますが、公務員の給与そのものの考え方が、民間と公務の給与に大きな乖離がないということを前提に調査があり、その支給率について決定をされるという背景がございます。今回の場合も、先ほど来申し上げまして御説明のとおり、民間と公務との給与の水準のあり方について、民間労使による公表された数値に基づきまして、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比のマイナスがあるというようなことなどなどにかんがみまして調査が実施されたと、その結果に基づいてやはり一定以上の乖離があるということで、このたび凍結月数0.2月という結論に至ったというところでございまして、もちろん今回の措置というものは特例措置ということでございまして、通年どおりこの夏には人事院の本勧告というものがございます。その中で、この支給率というものが最終的に平成21年度分の公務員の給与として確定され、その措置としては今後想定される12月期の特別給与並びに、本市ではございませんが3月にも特別給与の支給月を持っている町もございしますが、それらを総合的に精算をされるというふうな流れで、今年度のこの特別給の措置については取り扱われるということになってございますので、総合的な判断ということでこのたびの決定があるということにつきましては御理解をいただければというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 答弁漏れがあるんじゃない。

要するに、景気対策の分で私が言ったのは、国はやっぱり定額給付金を出す、あとこういったボーナスをカットする、プラス・マイナス・ゼロじゃないんかと、景気対策はどうなるんかということで、市長の考えはどうなんかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 経済対策との整合性ということでございますが、確かにプラス要因があるのになぜマイナス要因をというふうな趣旨のお考えだと思います。であります

が、やはり公務員の給与と申しますのは、民間と公務とに大きな乖離があることが適当でないという判断からこのたび決定をされたということでございますので、残念ながら全体的な社会経済情勢の中でのこのたびの決定ということでございますが、公務員の給与というものの考え方がそのように考えられていることについて御理解いただければというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、今回の提案で反対をいたします。

一つは、地方公務員の暮らしという面では、1,900万円、1人当たり7万2,000円と影響額は相当大きなもんがあるというのは判断いたします。それと、ただ政治的と言ったのは、全般的に厳しいから公務員の賃金を削って、政治的な受けといいますか、そういったことだけでは私はいけないんじゃないかという、もうちょっとさっき言ったような経済の立て直し、竹原市の経済の立て直しというそういった広い面から考えて対応していかないと、先ほどの分は給付金とこのカットというのはだれが考えても景気対策どころじゃない、逆行するということは明らかだと思うんですね。ですから、私はそういった公務員のカットという暮らしの影響も大きいんですけども、経済対策から見ても、こういった賃金のカットを今やるべきかどうかという面では、私はこういった施策をとるべきじゃないということは明らかにして、反対討論といたしたいと思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、議案第41号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第41号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに議案第40号で御審議いただきました平成21年6月に支給する本市職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置の実施にあわせ、平成21年6月に支給する市議会議員に係る期末手当の支給割合について、現行の支給割合2.15月分を1.95月分とする特例措置を実施するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

12番。

12番（吉田 基君） 自分の歳費のことについて質疑というんか、ちょっとためらいはあるんですが、延々といろいろなときにこういうふうな議案が提出されるわけですが、私がおおむね20年前に平成2年に議会に出てから、若干2度改定があつて歳費が上がってきたという、その都度歳費についてはいろんな角度で報酬審ということが、昔は私が1年生ごろはとにかくそういった手順について議会として大変厳しい理事者側に対する求めがあつたわけでありませう。

最近においても、委員会の席またあるいは本会議において、報酬審というものについて質問が出てきたことは議場の皆様方も重々御承知のことと思います。先ほどの議案、また次に出てくるいわゆる三役といいますか特別職のことについても、私もいささか自分の所感をこの際申し述べ、質疑にかえたいというふうに思うわけなんです。

というのは、今の議会16名の定員の中で、個人的ないわゆる楽なときの話というのは歳費が問題になるときがあります。これはどういうことのない、たわいのない会話の中で出ることなんです。我々のようなもう子育てが終わったり、あるいは事業をやられておられる方の場合は、家計というものは割と楽ではないかなというふうに思ったりもしますが、確かに子育て真っ最中のときは子供が学校へ行くとかというふうなことになるかと、私も教育委員会の奨学資金の申し込みをしたこともあります。よく言われることなんです、市議会議員やったら飯が食えないからという声も、それがいいとか悪いとかは別に、一つのたくさん多くの条件がありますよ、選挙運動が嫌だとか、頭を下げるのが嫌だとか、いろんなそういうこともあるけど、一つはちょっと報酬の面でいささか不安な面が

新たに立候補する人はあろうというふうにも多少は理解、情熱があればできるんですけど、自分がこうしようと思えばどんな歳費が低かろうが何でもいいわけですが、一概には言えないんですけど、そういった面もあることは私は理解できます。個々の会話も確かにそういう面があるかもしれないあと、ただそれだけ思うだけです。

だから、ここで何が言いたいかというと、総務文教、水道で、先般委員会でこれ諮られたわけですから、それはそれとして、議会との協議というものはされておるといことはわかります。ただ、これはどうしても市長、一度ずっと長く据え置いてきとるし、これはこれで私はやむを得んじやろう、苦渋の決断というんか。でも、人事院勧告も、国のほうも、これでいいかどうかという大きな疑問を呈して新聞で出てたことありますよ。人事院勧告が本当にもう絶対的なもんじゃないということもですね。議会報酬については、人事院が出たからと言うてやれるわけではないんだから。公務員に、特別職は高低ありますよ、夕張市のように下げたところがあり、その市の財政によって、状況に応じて、政令指定都市だったら議員の調査費が我々の歳費以上にあったり、さまざまです。だから、それはそれとして、私は今後もしこういう議案を提出されるのであれば、報酬審というものが形骸化しちゃいかんと思うんですよね。それで下げるとか上げるとか、そういうことをやはりされたらいかかかなという、何度も何度も言ってきたことは皆さん御承知のとおり。それが正当な僕は客観性を持った理事者側の確たる姿勢ではないかというふうに思うわけなんです。このことを一度いい機会に。だから、松本さんが言うように、だったら例えば下げた分だけ10万円分ぐらいかぐや姫券で配るとか、そしたら、実際景気効果が出てくるわけですから、7万円分ぐらいじゃなくてもっと出してもいいです、どうせ買い物するんですから。そういう方法も一つはあるかもわかりませんし、とにかく報酬審というものについて基準を狂わしたらいけないと、何度も何度も話ですから私もこの際この案は大変だろう、わからんことはないけど、しかしちょっとというのが本音だろうと思いますよ。何人かの議員は違うと思います。歳費ゼロがいいという議員も極端な例ですがおるかもわかりません。それはそれとして、過半数以上の議員はそれなりのきちっとした整理された考えでこういう議案を出してもらいたいと、これが本音ではなかろうかと思うんです。

以上、その点について質疑とさせていただきます。大体私の言いたいことはそういうことです。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 失礼いたします。議員御指摘の報酬審の開催につきましては、

議員の説明のとおり、過去において増額の際、いわゆるこれは多分バブル崩壊前の段階までは定期開催というものがございまして、実施をさせていただいておりました。このたびの特別給の減額にかかわりまして、実は平成15年あたりからこの景気の低迷ということで、その支給率について減額措置がございまして……

(12番吉田 基君「するかせんかということだけ」と呼ぶ)

という状況がございまして、実施をしておりませんでした。御提言をいただきまして、この支給率にかかわる件につきましても、今後報酬審の開催について取り組ませていただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長(小坂智徳君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小坂智徳君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小坂智徳君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3

議長(小坂智徳君) 日程第3、議案第42号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長(小坂智徳君) 市長から提案理由の説明を求めます。

市長(小坂政司君) 議案第42号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに議案第40号で御審議いただきました平成21年6月に支給する本市職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置の実施にあわせ、平成21年6月に支給する市長及



び副市長に係る期末手当の支給割合について、現行の支給割合2.15月分を1.95月分とする特例措置を実施するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上で、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、発議第21-6号大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書（案）を緊急事件と認定する件を議題といたします。

本日、宗政信之君を提出者として大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書（案）が提出されました。

お諮りいたします。

発議第21-6号大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書（案）は緊急を要しますので、緊急事件と認め、この際日程に追加し、直ちに審議することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、発議第21-6号大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書（案）は緊急事件と認め、日程に追加し、審議することに決しました。

---

日程追加

議長（小坂智徳君） 発議第21-6号大久野島北岸海域の異常物の早期解明と適正な処理及び送水管敷設工事中止の見直しを求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5

議長（小坂智徳君） 日程第5、発議第21-7号朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）を緊急事件と認定する件を議題といたします。

本日、松本進君を提出者として朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）が提出されました。

お諮りいたします。

発議第21-7号朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）は緊急を要しますので、緊急事件と認め、この際日程に追加し、直ちに審議することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、発議第21-7号朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）は緊急事件と認め、日程に追加し、審議することに決しました。

---

日程追加

議長（小坂智徳君） 発議第21－7号朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件は議了いたしました。よって、平成21年第3回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さんでした。

午後0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員